

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

## ◇ 配当還元評価額で自社株移転

Q: 低い金額で自社株の移転ができる方法  
はありますか。

A: 非上場株式の評価方法は、非上場株式  
を誰が取得するかによって、原則的評価方法  
と例外的評価の「配当還元評価額」に分かれま  
す。

原則的評価は、会社の区分により純資産価  
額や類似業種比準価額で評価されますが、会  
社に含み資産や内部留保が多い場合には非常  
に高い評価になります。しかし、例外的評価  
の配当還元評価額はいくら配当がもらえるの  
かによって評価されるため、1割の配当なら  
額面金額で評価され、原則的評価に比べると  
はるかに低い評価になります。

$$\text{配当還元評価額} = \frac{\text{1株当りの年配当金額}}{\text{1株当りの資本金の額}} \times 10\%$$

配当還元評価額で評価される相手に、同価額  
程度で譲渡することになるのですが、通常、  
譲渡先は従業員持株会や取引先が多いよう  
です。同族株主であっても、要件さえ満たせば  
甥や姪（役員又は役員予定者でない）に5%  
未満の株式を保有させることができる場合が  
あります。いずれにしても、評価方法の判定  
は、譲渡又は贈与後の状態で判定します。

### ★対策の注意点

- ① 後継者等が買い戻す場合は、原則的評価額  
になる。
- ② 株式が分散するため、将来的に上場を考  
えている会社にとっては、資本政策上、株式  
の集中の点でネックとなる。

